

○ 入院時費用の算定について

問 154 入院時の費用の算定について、3ヶ月入院した場合に、次のように、毎月6日を限度として加算を認めることは差し支えないか。

(例) 4月1日から6月30日まで3ヶ月入院した場合

4月1日 (入院)
4月2日～7日 (一日につき246単位を算定)
4月8日～30日
5月1日～6日 (一日につき246単位を算定)
5月7日～31日
6月1日～6日 (一日につき246単位を算定)
6月7日～29日
6月30日 (退院)。

(答)

- ・ 平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号第2-6-(6)-⑤に示すように入院当初の期間が、最初の月から翌月へ連続して跨る場合は、都合12日まで算定可能であるが、事例のような毎月ごとに6日間の費用が算定できるものではない。
- ・ なお、1月の限度である6日間及び1回の入院の都合12日は連続している必要はないこと。

(例) 4月29日から6月7日まで入院し、再度、6月10日から6月20日まで入院した場合

4月29日 入院 (認知症共同生活介護費の所定の単位数を算定)
4月30日 (一日につき246単位を算定)
5月1日～6日 (一日につき246単位を算定)
5月7日～31日
6月1日～5日 (一日につき246単位を算定)
6月6日
6月7日 退院 (認知症共同生活介護費の所定の単位数を算定)
6月8日～9日 認知症共同生活介護費の所定の単位数を算定
6月10日 入院 (認知症共同生活介護費の所定の単位数を算定)
6月11日 (一日につき246単位を算定)
6月12日～19日
6月20日 退院 (認知症共同生活介護費の所定の単位数を算定)

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 22 日) 問 112 は削除する。